

## ベンサム功利主義における権利と幸福

寺田, 篤史  
九州大学大学院人文科学府 : 博士後期課程 : 倫理学

<https://doi.org/10.15017/1448744>

---

出版情報 : 哲学論文集. 43, pp.59-75, 2007-09-29. 九州大学哲学会  
バージョン :  
権利関係 :



## ベンサム功利主義における権利と幸福

寺田篤史

「…政府の唯一の目標は、共同体の可能な最大の幸福であるべきである。／個人の幸福は、その受苦がより軽く少量であるほど、そしてその享受がより大きく多量であるほど大きくなる。／その享受の配慮は、ほとんど完全に個人に任されるべきである。政府の主要な機能は人間を苦痛から守ることである。／政府は、それが個人に与える権利を作ることによって、その目標を果たす」(TICP56)。

ベンサムは『民事および刑事立法論』(以下「立法論」)において彼の功利主義思想を以上のように表明している。政府の唯一の目標とされる「共同体の可能な最大の幸福」とは功利主義の目的としてよく知られる最大多数の最大幸福である。ここにベンサムの功利主義思想の要点がすべて述べられているのだが、一見ふつうの功利主義の表明にも見える。目に付くものといえば、幸福の最大化が権利を作ることと達成されるといった点くらいである。

このベンサムの主張に功利主義に対するよく知られた二つの困難が当てはまるように見えるかもしれない。その困難とは、一つは、権利が幸福のためにないがしろにされる危険をはらむというものであり、もう一つは、そもそも最大化されるべき幸福の計算が困難であるというものである。しかし、このような困難は功利主義のモットーである最大多数の最大幸福を計

算による幸福の最大化とみなすという功利主義の通俗的な理解に基づいている。

本稿の目的は、こうした一般的に抱かれている功利主義のイメージとベンサム功利主義が実はまったく異なるものであることを示すことである。ベンサム功利主義において幸福とは権利であり法によって与えられる幸福である。それを示すための論述の順序は次のとおりである。まず、幸福計算の問題点を整理し、その計算のイメージが『道徳と立法の原理序説』(以下『序説』)の快苦計算に基づくことと、しかし『序説』では語られない権利創設こそがベンサム功利主義の核心であり幸福の最大化においてはより重要であることを確認する(一)。次に、ベンサム功利主義においては幸福が権利として与えられることとその最大化の内実を検討する。そこで上述の二つの困難がベンサムには当たらないことがそれぞれ示される(二、三)。最後に、ベンサムの目指す「法に依存する幸福」を考察することで、彼の功利主義が前提している法の理解を明らかにする(四)。

## 一 最大幸福原理と功利計算

ベンサムは功利の原理について、「統治の唯一の正しい、正当化しうる目的としての原理、最大多数の最大幸福」(DPM114)と語る。

ここでのベンサムにおけるような発言から、一般に功利主義の目的が幸福の最大化であることが読み取られてきた。功利主義は社会における個々人の幸福の総計を最大化し、そこから個々の行為なり個々の行為が従う一般的な規則なりを正当化しようとする立場であると考えられるだろう。こうした見方において功利主義は、人々の快樂や選好を比較考量しその総量がより大きいと見込むと理解される。この理解の根底にあるのは、個々人の快樂(ないし選好)がなんらかの形で計量され総計されるという考えである。ふつう幸福計算や功利計算などとして知られるアイデアであるが、功利主義はこうした計算

によって快苦の総計を求め、それを基礎として道徳的な判断や立法をなすことが特徴であると思われる。様々に区分される功利主義も根底にこのような理解をおいている。例えば、幸福計算がどの段階で行われるのかで行為功利主義や規則功利主義に区分される。計算が直接に個々の行為に適用されると行為功利主義であり、計算が適用されるのが一般的規則であれば規則功利主義といった具合である。<sup>2)</sup>ここで主要な役割を演じているのは計算であるが、それは最大多数の最大幸福という功利主義のモットーのうちに幸福の計算可能性を見ているからである。この計算には、幸福（具体的には快樂と苦痛）の計量や比較の困難さへの批判が付きまとう。そこで最大化されるべき功利を幸福でなく個々人の選好の充足とする選好功利主義も考えられる。選好の集計は快樂苦痛の計算に比べれば確かに容易であるかもしれないが、しかし功利が計算によって最大化され、行為なり規則なりを規定する点では違いがない。この場合も快苦の計量の問題は回避できても、結局は選好の比較や序列化に関してなお計算に関する問題は残るのである。

また、このように理解されると功利主義は法との関係においては権利と功利とが衝突するという問題を含むことになる。功利の総計が行為の基準であつたり立法の基礎であつたりすることは、権利やそれを規定する法の一般性が計算の結果次第で破られる可能性をはらむからである。いずれにしても、こうした問題に共通なのは最大幸福が快樂や選好を計算し総計することで求められるという功利主義の理解である。最大化されるべき功利が計算できるという前提は、具体的な個々の人々が快を實際に感じるあるいは選好するという自然的事実に基づいている。

このような個々人の快樂（や選好）を計量し総計し功利を最大化するという功利主義の理解は、ベンサムの著作のうちにも見出せるかもしれない。ベンサムをこのように理解するとすれば、『序説』の記述においてである。ベンサムは『序説』において次のようにいう。「功利の原理によって、すべての行為を、利害が問題になつてゐる関係者の幸福を増大あるいは減少させるべくみえる傾向性に従つて、あるいは同じことの言い換えたが、その幸福を促進あるいは反対するかに従つて、是認あるいは否認する原理が意味される。私はすべての行為についていう。従つて、私的な個人のすべての行為だけでなく、

政府のすべての施策についてもである」(IPML11-12)。これは、行為がもたらす幸福の多寡が(政府の施策を含めた)その行為の善し悪しを決めるということである。またベンサムは「人間本性が動かされやすい」(IPML42)「快楽と苦痛の目録を挙げ、そこで分類された快楽苦痛について」法の考慮のもとに来ることを、…免れないものは「一つもなし」(IPML49)と述べている。さらに快苦の価の評価方法、行為の一般的な傾向の計算の手順を一章を割いて細かに提示している<sup>(5)</sup>。このように、『序説』の記述を大まかに見る限り、立法を通じた幸福の最大化とベンサムが詳述するような快苦の計算が結び付けられるのは無理もないことである。ベンサム自身の著作がそのように読まれうるならば、功利主義の通俗的な理解が幸福の最大化と計算を結びつける方へと向かうこともわからなくはない。

しかし、ベンサムがその序で述べているように、『序説』の主要な叙述は刑法論であって立法の全体にわたるものではない<sup>(4)</sup>。それゆえ、そこに見出される一要素(快苦の計算)からそれを安易に功利の原理に結びつけベンサムの功利主義思想を理解することは誤読を招きかねないだろう。ベンサム自身、『序説』の内容的な不十分さについて次のようにいう。「刑罰に關係があると見られるたろつ数章の前に、あるいは優先して、所有権や他の市民的権利(proprietary and other civil rights)の創造と分配において、政府によって実行される運営のための基準を与えるものとしてそれ以来みられてきた一連の命題を示すべきであった」(IPML3)。「立法一般の原理への序説として、それは刑事部門に特に適用できる問題よりも民事部門に属する問題をむしる含むべきであった。すなわち前者「民事部門」によって提起された目的を達成するための手段である後者「刑事部門」(IPML3)。「権利の創造と分配」を行うという立法の民事部門についての記述を含まないが故に『序説』は不十分であり、しかも民事部門と刑事部門ではその両者の關係が目的と手段という形で対比されているように立法において前者のほうがより重要な部門を担っている。ベンサム功利主義の本質を語る上ではこの立法の民事部門を扱わねばならない。

そのためにベンサムの『民事および刑事立法論』<sup>(6)</sup>を使用する。この著作は『立法の原理』(TLCP10-53)、『民法典の原理』

(TLCOP55-122)、『刑法典の原理』(TLCOP123-24)、『立法大全の概観』(TLCOP303-370) および付随するいくつかの論文(TLCOP244-297) からなり、一般に名著とされている『序説』と多くの内容を共有しているが、とりわけ『民法典の原理』は『序説』ではほとんど触れられていない立法の民事部門の役割を主題的に扱っている。民事法の役割について、『立法大全の概観』では権利を中心に次のように説明している。「民事法は権利を設定する法である。刑事法は、民事法が決定した権利の帰結として、権利を侵害する、これこれのやり方を処罰するよう命令する法である」(TLCOP311)。民事法は権利を設定する(権利の創造と分配を行う)法であり、それによって権利を保障するという目的が提起される。それを達成すべく権利が侵害されないよう罰を定める刑事法が必要となる。このためベンサムは立法一般という見地から立法の目的を提起するものとして単なる手段である刑事部門以上の重要性を民事部門に与えているのである。これだけで民事法に関する記述がベンサムの思想においてどれほど重要かわかるだろう。

ここで確認すべきは、『序説』に見出されるのはあくまでほとんど刑事法のみに関わる叙述であり、従ってベンサム自身が立法の原理の序説としては不十分であるとみなしていた点である。それゆえ最大多数の最大幸福の実現のために権利の創設を行う民事部門が語られる必要があったとベンサムが考えていたとするのは妥当であろう。この立法の民事部門を主題的に扱っているのが『民法典の原理』である。本稿冒頭の引用はその第一部第一章「権利と義務について」において語られたものである。ここでは功利主義の目的である幸福の最大化が「政府が個人に与える権利をすることによって」達成されるといわれているのである。そこで幸福が何であるかが問われなければならない。

次節では、「政府が個人に与える権利をすることによって」という表現から、幸福を権利として与えられるものと理解する。またその解釈を通じて、権利と功利が折り合わないという功利主義への通俗的な批判がベンサムにあたらないことが示される。

## 一一 権利としての幸福

ベンサムが考える幸福がどのようなものであるか理解するためにまず冒頭の引用に立ち返ろう。

「政府の唯一の目標は、共同体の可能な最大の幸福であるべきである。／…／それ「政府」は、それが個人に与える権利を作ることによって、その目標を果たす」(TLP56)。

共同体の可能な最大の幸福が政府の唯一の目標とされていることから、これが功利主義の目的である最大多数の最大幸福のことであることがわかる。この幸福が権利を作ることによって達成されるということの意味が問題である。この「権利を作ることによって」をいかに理解するかが、ベンサム功利主義と通俗的に理解される功利主義との分かれ目となる。まず考えられるのは、これを「権利創設の結果として」と解するものだろう。これは権利を幸福達成の手段とする解釈である。

功利主義を素朴に理解するならば、権利を幸福という究極目的のための手段と考えるのは自然である。功利主義は権利をないがしろにしかねないというよくある批判はそのような見解に立っている。例えば次のような批判は、前述のような計算を主にした通俗的に理解される功利主義に向けられた典型的なものである。「快樂と苦痛への配慮に関しての」ベンサムの功利主義のこの平等主義的な側面は、正と不正の尺度としての一般的福祉の計算において無関係な偏見を除外することに役立つにも関わらず、個人的権利への基礎としては役立つに足りない。功利主義に敵対的な多くの現代の哲学者たちが示そうとしていたように、これ「個人の犠牲」が正味の総福利を促進することを示しうる時には、それ「功利主義」は原理的に無辜の個人について犠牲の賦課を認める<sup>6)</sup>。ここで功利主義は達成されるべき最大幸福を理由に個々人の権利を侵害することを原理的に許容し、権利の基礎付けとして役立つに足りないと言われている。通俗的な功利主義においては計算によって最大化されるべき幸福という目的に対する単なる手段と権利が見られているがために、権利の理論と功利主義が相容れないとされるので

ある。ここでは「権利を作ることによって」とは、そのまま権利を幸福への手段として理解されることになる。<sup>7)</sup>このように幸福との目的手段関係のうちで権利を理解する場合、「政府は個人に与える権利を作ることによって、その目標を果たす」ことは次のように理解されるだろう。すなわち権利の設定に際して、権利を与えた結果として各人が実際に享受するであろう幸福の総計が最大化されるような、そういった権利を作り、それによって共同体の最大幸福が達成される、ことと理解されることになる。こつした幸福と権利の目的手段関係において、どのような権利が創設されるべきかはこつした権利が個人々の幸福を最大化させるかに基づいており、幸福の最大化は、そのための手段となる権利を通じて獲得されるはずの快楽の感情や選好を計算することにかかっている。こつした目的手段関係においては、幸福によって正当化される権利は幸福とは全く別個のものであると理解される。権利は幸福との関係においてのみ価値を持つからである。

しかし、ベンサムにおいてもそのような素朴な形で権利と幸福の関係を理解することは誤りである。ベンサムは権利と幸福の関係をそのように捉えておらず、むしろ権利と幸福を同一視している。それは次の引用から明らかである。

「権利はそれ自体で利益 (des avantages) であり、それを享受する人にとって利得である。… / … / 立法者は権利を喜んで与えるべきである、それはそれ自体で善 (un bien) であるから。」(TLCPS55)。

共同体の最大幸福は個人に与える権利を政府が作ることによって達成されると言われていた。ここで、権利はそれ自体で利益や善などと呼ばれているから、他の目的のための手段としての善さではなくそれ自体で価値を有するものである。また、これがそれ自体で利益であるのなら、権利を喜んで与えるべきであるという主張は、功利主義の目的である共同体の可能な最大幸福が権利を与えることによって達成されるという本稿冒頭の引用に対応している。つまり、ベンサムにおいて幸福は権利として与えられるのであって、この権利付与をベンサム功利主義は目的としているのである。それゆえ「権利を作る」とによって (en créant des droits) とは、権利を作るこつした事態の後に幸福がもたらされるとこつした先後関係ではなく、権利を作るとこつした事態と幸福を与えるこつした事態が同一の事態であることを示していると解釈すべきである。

このように解釈することで、功利主義が原理的に権利の侵害を許容するという前述のような典型的な批判はベンサムには当たらないといえる。そうした批判は功利主義における幸福と権利を目的手段関係のうちで見ているが、ベンサムはそれとは違って権利を功利主義の目的たる幸福そのものとみなしているからである。ここから、ベンサムは幸福を与えることと権利を作ることと同一視したことによって、幸福の最大化において個人の快樂苦痛を測定し総計するという幸福計算を度外視することができるだろう。というのも、権利は法が作り与えるものであつて、この権利としての幸福は、通俗的な功利主義が計算の前提とするような個々人が感じる単なる快樂の感情といひわば自然的な幸福とは全く別種であり、その創造にこのような自然的な快樂を必要としないからである。もし権利が快苦を計算した上で利益と考えられるのなら、「それ自体で善である」という意味がなくなる。そこで、こうした幸福理解のもとで功利主義のモットーである最大多数の最大幸福がいかに理解されるかが問題となる。

## 二 最大多数の最大幸福

前節では、ベンサム功利主義においては幸福が権利として与えられることを見た。そのような幸福に関して、ベンサム功利主義において最大多数の最大幸福がどのように考えられているかが問題となるだろう。ここでは、多数性と最大化の二点からこれを明らかにする。その過程で、幸福の最大化において通常考えられるような快樂苦痛の計算という作業をベンサムがとっておらず、幸福計算の困難さに対する通俗的な批判がベンサムに当たらないことが示されるだろう。

まず幸福の最大化の点から見てみよう。ベンサムは幸福の内実を次のように語っている。

「この権利と義務の配分において、立法者は、我々が言ったように、政治社会の幸福を目的 (but) としてもつだろう。

この幸福を構成するものをより判明な仕方を探求することによって、我々は四つの下位の目的 (but) を見出す。／生存。

／豊富。／平等。／安全。／これらすべてに関しての享受がより完全であればあるほど、社会的な幸福の総量はそれだけ大きくなる。とりわけ法に依存する幸福の総量は大きくなる。／人はこのことから、法の機能がすべてこの四つの箇条に関連することを演繹できる。——生存への配慮。——豊富の保持。——平等の奨励。——安全の維持」(TLCP56-57)。

この文章は本稿冒頭の引用に続く『民法典の原理』の第二章「民事法の明白な目的」の最初の部分である。「権利と義務の配分」とは権利を創設するという民事法の役割を意味するから、権利の付与によって共同体の幸福が与えられるという冒頭の引用と同じことが語られている。この文章ではさらに、功利主義の目的である権利としての幸福が、民事法の目的をなす安全、生存、平等、豊富という幸福の四つの構成要素としてよりはつきり追求されるといわれている。<sup>8)</sup>ベンサムは目指される幸福をより具体的に安全等の民事法の四目的として示している。権利を創設することはこれらの四目的を満たした権利を与えることと考えられている。生存への配慮、豊富の保持、平等の奨励、安全の維持といったものが立法において考慮され、それらを考慮し権利を作ることが幸福を最大化することとなる。ここで重要なのは、このとき幸福として考えられている安全などは快楽や選好といったものの総計によって内容が左右されるものではないということである。それゆえ、権利の付与のための立法上の考慮に快楽苦痛の計算は入ってこない。

この幸福の最大化についてももう少し詳しくみよう。民事立法における権利の設定に際してこれら四目的相互の関係が問題となるが、「立法において最も重要な目標、それは安全である」(TLCP58)、「法の主要な目標すなわち安全の配慮」(TLCP63)などと言われるように、この四目的のうち安全がとりわけ重要視される。権利として与えられる幸福とはまずもって安全であるから、例えば個人に関しては個人の安全から権利が理解される。「もし法が一つの権利を与えるならば、それはこの権利の享受が中断されたり妨げられたりする様々な行為に違法行為の性質を与えることによってである。従って、権利の区分は違法行為の区分に關係する。／違法行為は、それが明確な個人に關係する限りは、そこにおいて人が個人を傷つけつる四つの点に従って四つの種類に分けられつる。すなわち、人格に対する違法行為、名誉に対する違法行為、財産に

対する違法行為、条件に対する違法行為。人は同様に権利を四つの種類に分けることができる。すなわち、人格の安全の権利、名誉の安全の権利、財産の安全の権利、条件の安全の権利」(TLOF309)。個人の安全を(その侵害から)考察することで創設されるべきこの四種の具体的な権利が明らかになる。他の目的はこうして設定された権利によって付随的に満たされることになる。「法のこの四つの目標は、思想にとつては非常に判明であるが、実践においてはほとんどそうではない。それらはいしばしば結びついているので、同じ法がいくつかの役に立つことができる。例えば、人が安全のために作る法を、人は生存と豊富のために作る」(TLOF57)。ここではある権利をつくるのが複数の目的を満たすことが説明されている。この例では、ある権利を与えることが、三つの目的を満たす形で幸福を作り出し、安全と生存と豊富を権利という形で与えているということである。例えば、所有権によって財産の安全が確保されると同時にそれが生存や豊富に資するという具合である。

このような民事法の四目的からの具体的な権利の導出には、権利の設定に際してその権利がどれほど個々人の快楽を増進するか計算するという通俗的な功利主義のような視点はない。権利の設定においてベンサムが考えているのはいかに四目的が権利に反映されるかであり、安全の優位性についてなど四目的相互の関係の考察もそのように四目的を権利に十全に反映させるためになされているのである。この四目的を権利ができる限り満たす形で立法することが幸福を最大化するというこの意味である。権利は功利主義の目的たる幸福として与えられるのであったから、権利を創設する際の四目的を十全に満たすためのこの考察こそが、幸福を最大化するための作業なのである。

次に幸福の多数性を検討しよう。ベンサムにおいて最大多数とは国家の全体のことである。幸福が「共同体の可能な最大幸福」、「政治社会の幸福」といわれるとき、与えられるべき幸福とは国家に所属する全ての者に与えられるものである。共同体の幸福は法によって権利として与えられる。法は社会全体に効力を有するという一般性を持っている。国家全体とは法が成立する場である。権利という幸福は、法でもって国家という共同体の全体に与えられるのである。これが最大多数の意

味である。幸福と一緒に用いられる共同体や政治社会、あるいは政府や立法者といった語は、いずれも法の成立する国家という単位を表現しているのである。

このようにして、四目的に十全に配慮した権利を作ること、ベンサムにおいて最大多数の最大幸福が達成される（共同体の最大幸福が与えられる）のである。そしてその最大化は快樂苦痛の計算によって求められるものではなかったことが確認された。最大幸福が法によって与えられることが重要である。

#### 四 法に依存する幸福

「これらすべて「民事法の四つの目的」に關しての享受がより完全であればあるほど、社会的な幸福の総量はそれだけ大きくなる。とりわけ法に依存する幸福の総量は大きくなる。」(TLCP66-67)。

安全などの四目的は目指されるべき幸福を構成しているから、その享受が完全であるように権利を設定することで共同体の幸福が最大なることを前節で見た。このような形で目指される幸福をベンサムは「法に依存する幸福」と呼んでいる。最大化されるべき幸福を「法に依存する幸福」と述べ直す意味を明らかにせねばならない。そのことで、よりいつそうベンサムの功利主義が通俗的に理解される功利主義と異なるものであることがわかるだろう。

「法に依存する」とは、第一にそれ以前に存在しなかったものを法がはじめて作るということの意味する。「我々は、法の主要な目標、すなわち安全の配慮に到達した。この評価を絶した善、文明の判明な徴候はまったく法の作品である。法なしには少しも安全はない。従って、少しも豊富はないし、確実な生存さえない」(TLCP63)。「所有 (propriété) と法は一緒に生まれ一緒に死ぬだろう。法の以前に少しも所有はない。法を除く、全て所有は終わる」(TLCP65)。法の主たる目的とされる安全が完全に法の産物であるとされている。民事法の四目的は権利という形で法によって与えられるのであり、やは

り全く法の産物である。その意味は「法以前」との対比で明らかとなる。所有は財産の安全を権利として与えることで可能になる。こうした権利は法状態の以前にはなかった、つまり法状態でのみ存在しうるものであり、法がそれを作ることではじめて存在することができるのである。民法法の四目的は、すなわちベンサム功利主義が目指す幸福は、法によってはじめもたらされるのである。所有権を例に取れば次のようである。「法だけが、すべての自然な感情が作る力を持たなかったものを作った。法だけが所有の名に値する確実に持続的な保有を創造しうる。」(TLOP63)。「自然的所有 (propriété naturelle) はまったく存在せず、それ「所有」はもっぱら法の作品である、と我々は見ている」(TLOP64)。物の保有は法以前には持続しえず儂い。物の保有は法の保障無しに持続できず、その所有の権利は法だけが作ることができるのであって、すなわち自然には作りえないものである。それゆえ自然的所有は存在しないといわれる。

法は自然の感情が作りえないものを作るだけでなく、権利の設定に関して自然と対立関係にある。「幸福の追求は自然権である」。幸福の追求は確かに自然の傾向である。しかし人はそれが権利であると宣言しうるだろうか。それは追求の様態に依存している。暗殺者はその幸福を暗殺によって追求する。彼はそれ「権利」をもっているのか。もし彼がそれをもっていないなら、なぜ彼がそれをもっていると宣言するのか (TLOP68)。この文章は、幸福の追求という人間の自然な傾向をもつてそのまま権利とはできないことを主張している。人間の自然な傾向を権利とするのなら、殺したいという暗殺者の幸福追求の傾向を権利とすることに対して批判ができなくなるだろうかというのである。もし功利主義が通俗的に理解されるように個々人の自然的な幸福から権利を作ろうとするならば、この例では暗殺者の幸福と周囲の人々の幸福とを考量し暗殺者の権利を制限するような法を作ることになるだろうが、ベンサムはこうした計算を俟つことなく、すぐさまこのような権利は主張できないという。自然的な快苦の感情やそれへの傾向を根拠に置くような立法をベンサムは考えてはいない。「法が自然的自由に反すると言つこと、それはそれが法であると単純に言つことである」(TLOP340) という反自然性が法についてのベンサムの基本理解だからである。

さらに法は快苦の自然的な感情・傾向を抑制しさえするものと考えられている。「人間のうちに自然があるということ、それは苦痛や快楽の感情、傾向をもっているということである。しかし、この感情や傾向を法と呼ぶことは、誤った危険な観念を導入する。それはこの言葉をそれ自身との対決の状態に置く。というのは、まさにこの傾向を抑制するために法を作らねばならないからである」(TUCP46)。このように、人間が自然的にもっている快苦の感情や快楽を追求したいという傾向はそのままそれを権利として保障するような形で法にはできない、むしろ、法はそのような自然な感情や傾向を抑制するものとすら考えられている。権利が人間の自然な傾向をそのまま法律化したものであるならば、権利がそうした感情や傾向を抑制することなど考えられないであろう。法は反自然的であり感情や傾向を抑制するものというのがベンサムの法の理解であるので、感情や傾向を法と呼ぶと抑制されるはずのものがそれ自身を抑制することになってしまい不合理だからである。ベンサムにおいては法が自然的傾向のありようを規定するのであり、逆ではない。暗殺者の幸福追求の傾向は、法が他の人間の身体の安全の権利を保障することによって抑制されるであろう。人間に自然的傾向があることから権利を規定することをベンサムは否定しているのである。

法が自然と対立的であるというベンサムの見解のより根底にあるのは、法が自然と全く別のレベルにあるという法理解である。

「所有を構成するこの「人が物に対して既に置かれている」関係を表すことができるのは、想像でも絵でも目に見える線でもない。それは物質的 (matériel) ではなく形而上学的 (métaphysique) なものである。それはすべて精神の構想にまつたく属する。ノ物をその手に持つ、それを守る、作る、売る、変質させる、使用する、全てのこれらの自然的な事情は所有のこの観念を与えない」(TUCP64)。

法の産物である所有について形而上学的といわれている。物質的とは想像や絵や線によって表されるものであり、あるものを所有しているという状態はそのような物質的な絵や線などでは表現しえず、また、所有の観念も物をもつなどといっ

た自然的な (physique) 状態変化からは導きだせない。形而上学的 (méta-physique) とは、その名の通り自然的な (physique) ものを超えて (méta) いるのであって自然との対比を表し、自然的でないものを示している。ベンサムは法を形而上学的なものと理解している。自然に手を加えてそれまででない新しいものを作り出すことは可能であるが、法が何かを新たに作り出すのはそのような意味においてではない。ある人にあるものの所有権が与えられるとき所有は物そのものや所有者にはなんらの自然的变化を与えない。自然としては以前のままである。所有者と所有物に与えられた法律上の変化は、自然的な変化とはまったく次元の異なるものである。立法は自然とは異なるまったく新しい地平を切り開くのである。これこそが法が形而上学的であることの意味である。「法に依存する幸福」によって、この法の形而上学性というベンサムの根本的な法理解が表現されているのである。

以上のように、ベンサムが最大化しようとする幸福は、権利として立法によってはじめてもたらされる法に依存する幸福である。これは、通俗的に理解されている功利主義が幸福計算のために前提している個々人の自然的な快楽苦痛の感情としての幸福ではない。法に依存する幸福によって考えられているのは快苦の感情などといった自然的な幸福とまったく次元を異にしたものであり、ベンサムの功利主義は法が切り開く形而上学的な地平で動いているのである。

## 結 語

これまでの考察によって次のことが明らかになった。ベンサム功利主義において幸福の最大化の問題は権利創設に関わる立法の民事部門の問題である。最大多数の最大幸福は権利として与えられる法に依存する幸福であり、それは安全などの民事法の四つの目的を最大限満たした権利である。このように理解することで、冒頭に挙げた功利主義への通俗的な批判はベンサムにあたらなことが明らかになった。ベンサムは権利と幸福を目的手段関係におけるような別々のものとは考えてい

なかったし、幸福の最大化は権利の創設によってなされるのであり、ここでは各人の快苦や選好の計算は問題になっていなかった。また、そのような計算が前提している自然的な快苦の感情や傾向は権利の創設の際には全く考量されていなかった。

最も注目すべきは、第四節で見たようにベンサムにおいて幸福は法と不可分であり、法の次元を特別なものと見ている点である。それはベンサムの視点が常に立法者のものであることを示している。本稿冒頭の引用中の「その「個人の幸福」享受の配慮は、ほとんど完全に個人に任せられるべきである」もそれを表している。幸福とは法によって与えられた権利のことであつたから、その享受への配慮とは権利をどのように行使するかと解することが出来るだろう。立法者の仕事は権利を作り与えるまでで終わりである。そこで既に幸福は与えられている。その権利を個人々がどのように行使するかあるいはいかにについては立法者はなら関心を持たない。最大幸福は徹頭徹尾立法者の視点から見られたものである。ベンサムのこのような立法者の視点が法によって与えられる幸福の思想を支えているのである。<sup>(2)</sup>

ベンサムの著作からの引用には以下の略号を用いた。その後の数字は頁数を表す。

TLCP = J. Bentham, *Traité de Législation Civile et Pénale*, Œuvres vol.1, traduit par P.-L. Dumont et B. Laroche, Scientia, 1969. pp.1-370. (『民事および刑事立法論』)

IPML = J. Bentham, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Clarendon Press, Oxford, 1996. (『道徳と立法の原理序説』)

引用中の傍点は原文ではイタリックである。引用中、筆者が補った箇所には「」を用いた。

『立法論』の引用に際して、長谷川正安訳(『民事および刑事立法論』、勁草書房、1998年)を一部参考にさせていただいた。

- (1) 幸福計算 (felicitic calculus) という語は『序説』本文にはあつたが、F・ローゼンによる序文で紹介されている (F.Rosen, 'Introduction', IPML, p.1v.)。なおヘンサムは『立法論』では、快苦の計算に精神計算 (calcul moral) ないし精神算術 (arithmétique moral) という語を使っている。moral は、フランス語において自然的 physique と対比されるものとして、精神的と普通訳される。ヘンサムもまたそのように使っている。「普通の用法において、人は自然的なものと精神的なものを対比させる」(TLCP337)。英語においても例えば『序説』における裁可 (sanction) の四分類 (自然的 physical, 政治的 political, 精神的あるいは大衆的 moral or popular, 宗教的 religious) で精神的裁可は、その由来が自然や神や法からでなく、単に人々からくる快苦の源泉という意味で使われている。これも moral は自然との対比において用いられているのであり道德的と訳すことは、ちよび広く『道德』の意味をとりなければ、この用語に特別なニュアンスを加えることになりかねない。ヘンサムが多くを負っているとされるデュモンにおいては、精神哲学 (moral philosophy) が自然哲学 (natural philosophy) と対比的に用いられていたが、その区別は精神と自然という哲学の対象の区分にあり、精神哲学はいわゆる道德だけでなく政治学などを含む広範な領域に及んでいた (D.Hume, *A Treatise of Human Nature*, ed. by L.A. Selby-Digge, 2nd. ed., revised by P.H.Niddich, Oxford, 1976, pp.xiii-xix.)。
- (2) J.J.C. Smart & Bernard Williams, *Utilitarianism for and against*, Cambridge, 1973, p.10. また、ヘンサムはしばしば行為功利主義者に数えられる。『序説』においてヘンサムは幸福の配分についてほとんど何も語らず、その沈黙はヘンサムが粗雑な行為功利主義者である証拠と20世紀においてみなされていた (F.Rosen, 'Introduction', IPML, p.1.)。
- (3) IPML.38-40. この章が一般に幸福計算の方法として紹介される。
- (4) IPML.1ff.
- (5) この著作は『序説』の内容と新たにヘンサムが書き起こした原稿とをスイス人デュモンが仏訳し敷衍したものである。日本語訳『立法論』の訳者長谷川正安氏のあとがきによると、刊行に至るまでヘンサムとデュモンはこの著作について盛んにやりとりをしていたらしい。

- (6) H.L.A. Hart, *Essay on Bentham: studies in jurisprudence and political theory*, Oxford, 1982, p.98.
- (7) なお、規則功利主義の場合も規則は幸福を増大させるための手段であって目的手段関係のうちにある点では同様である。
- (8) 他の著作にも「この四目的が民法法目的として見られる。例えば、'First Lines of a Proposed Code of Law for Any Nation Compeat and Rationalized', *Legislator of the World: writings on codification, law and education*, Oxford, 1998, pp.194ff.
- (9) 平等は財産の分配によってなされるが、それは財産の安全が確保され所有が確定した後のことである。生存のために労働せよと命令する法を制定しても、財産の安全が確保されなくてはそのような命令は意味がない。豊富は生活資源が確保されてから得られるものである。こうして、豊富が生存に、平等が安全に基づき、また生存のために安全の法が必要となることから、安全が上位に置かれることが説明される。「安全と平等が衝突の状態にあるとき、一瞬も躊躇ってはいけない。譲歩すべきなのは平等である。基本的なものは生の基礎である。すなわち、生存、豊富、幸福は、全てそれに依存する」(TICP68)。
- (10) 冒頭引用中の「政府の主要な機能は人間を苦痛から守ることである」にも触れておこう。幸福が権利であるならば苦痛とは権利の侵害である。権利はそれを作るだけでは充分ではなくその侵害も考えねばならない。法を作ればかならず違反するものがあるからである。それゆえ、権利を与えた後の政府の仕事は権利侵害の抑止と補償である。これは立法の刑事部門に関わるが、すでに与えられた最大幸福をいかに減らさないか、という苦痛の最小化の問題である。これは最大幸福の全体からすると付随的な問題であるため本稿では扱わなかったが、犯罪は必ず起こる以上刑事部門は最大幸福に不可欠な部分である。本稿はベンサム功利主義においてより本質的な民事立法において快苦計算が行われていないことを論じたが、刑罰の設定などをする立法の刑事部門においてはなおこの計算が問題となる。本稿第一節で「序説」が刑法論であることを指摘したが、計算はこの刑事部門で用いられると考えられる。しかし、これに関しては別の機会に論じたい。

(本学大学院人文科学府博士後期課程・倫理学)